

委員からのご質問及びご意見に対する回答

資料 4

第Ⅰ編 ごみ処理基本計画

項目	施策	質問・意見	回答
基本目標	ごみの年間総排出量	・「取組概要」において事業系廃棄物についての言及があるが、該当する施策の中には事業系廃棄物という言葉がなく、提示されているデータの中に事業系廃棄物が含まれているのかどうか、はっきりしない。どのデータに事業系廃棄物が含まれいて、どのデータに含まれていないのか、示した方がよいと思われる。 【湯浅】	・「ごみの年間総排出量」は、家庭系ごみ(燃やせるごみ・燃やせないごみ・大型ごみ等・資源物)及び事業系ごみ(燃やせるごみ)の合計です。 また、「市民1人1日当たりの排出量」、「市民1人1日当たりの資源物を除く排出量」、「リサイクル率」、「最終処分率」の算定には事業系ごみ量が含まれています(頂戴したご意見を受けて、取組概要に追記しました)。
	市民1人1日当たりの排出量		
	市民1人1日当たりの資源物を除く排出量		
	リサイクル率		
	最終処分率		

【基本方針Ⅰ】ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

項目	施策	質問・意見	回答
1. リフューズの推進	①マイバッグ運動・レジ袋対策の推進	令和4年度をもって施策終了	
2. リデュースの推進	①環境を意識したごみの排出抑制の啓発		
	②ごみ減量・リサイクル推進店の活動支援		
	③生ごみ処理容器等の普及の推進		
	④ごみの排出抑制・減量化に繋がる諸制度の検討(重要検討施策)		

3.リユースの推進	①リサイクル市・フリーマーケット等の開催情報の提供【廃止】	令和元年度をもって施策終了	
	②リサイクル品の活用推進		
4.リサイクルの推進	①剪定枝資源化の推進	・無料で配布されている草木灰は無料でなくても良いのではないか。【堀部】	・草木灰の無償配布については、提供先(株都実業)との協定書に基づき実施しています。無償で配布することで資源の有効活用やリサイクルの推進などに関する啓発にもつながるものと考えています。
	②適正分別のための情報提供(重点施策)		
	③集積場所における適正排出の指導	・環境指導員の方に依頼した情報を取りに行ける仕組みはどんなものがありますか。【舟木】 ・年二回ある意見交換会には観光を担当する部署や開発の部署にもぜひ出席していただきたい。【堀部】	・環境指導員の方々の活動を支援するため、日頃問い合わせの多い内容や新たな分別方法などについて情報提供を行っています。これらの内容はいずれも、冊子「ごみと資源物の分け方・出し方」に盛り込まれています。 ・ごみや資源物に関わる様々な事柄を共有する会議の主旨に鑑み、地域の実情により、関係部署との連携方法については個別に調整をさせていただきます。
	④家電リサイクル推進の継続	・回収ボックスの口がもう少し多さればと思う。【堀部】	・使用済み小型家電の回収ボックスの投函口は、安全性や盗難防止、内容物の飛び出し防止などの観点から現在の大きさとなっています。
5.事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化の推進	①「4R推進事業者行動協定」の創出【廃止】	令和4年度をもって施策終了	
	②多量排出事業者における減量化等計画書の提出(重点施策)		
	③事業系ごみの排出状況の把握(重点施策)	・③の事業系一般廃棄物搬入物調査による「排出状況の実態把握」の概要、また、以前と比較して変化があるかを示してほしい。【橋詰】	・一般廃棄物収集運搬許可業者(5者)の搬入物調査を実施したところ、1者において容器包装プラスチックの混入が確認されたため、口頭で注意を行いました。 なお、令和6年度以前の直近の実施は、新型コロナウイルスの流行等により平成29年度となり、その際は多量排出事業者への訪問によるごみの開封調査を行っていました。 今回は、調査手法を許可業者の搬入時としたことから、前回との直接的な比較はできませんが、事業系ごみの適正排出や減量化を促すとともに、今後継続的に実施することで経年での傾向を把握してまいります。
	④事業者の訪問(重点施策)		
	⑤事業系直接搬入ごみの分別指導(重点施策)		
6.受益者負担の適正化	①ごみ有料化の検証		
	②一般廃棄物処理手数料改定の検証	・②の「一般廃棄物処理手数料の收支状況」については、前回審議会で申し上げたように概略を示すとともに、有料化が減量効果だけではなく、ごみ処理事業(又は市全体)の財政上の効果もあることを市民に説明すべき。【橋詰】	・令和6年度の一般廃棄物処理手数料の收支状況を含むごみ減量化・資源化基金の收支状況について、以下のとおりとなります。 ◎一般廃棄物処理手数料(ごみ有料化分):490,021,500円 ◎基金取崩額:429,718,000円 ◎令和6年度末残高:990,647,815円

【基本方針Ⅱ】資源循環型まちづくりを目指したごみ処理システムの構築

項目	施策	質問・意見	回答
1. 収集・運搬 (1)ごみを取り巻く環境の変化に対応した収集・運搬の検討	①効率的でバランスの良い収集区割の調査・検討		
	②今後の社会情勢を踏まえた集積場所のあり方、収集方法の検討(重要検討施策)	・②の「ステーション収集を維持する取り組み及び戸別収集の継続検討に係る取り組みなどを遂行」とは、例えばどのようなことか。【橋詰】	・ステーション収集を維持する取り組みとして、地域の”ステーション探し”の負担軽減のためステーション設置基準の柔軟な運用を行いました。また、戸別収集の継続検討に係る取り組みとして実験事業対象地域の排出場所調査を行い、滞りなく実験事業がスタートできるよう準備を進めました。
(2)環境と安全に配慮した収集・運搬の実施	①環境負荷の少ない収集車両の積極的な導入	・近年、諸物価高騰により車両調達等にも難しさがあるように聞くが、どういった状況か。(橋詰)	・パッカー車は納車するまでに1年以上時間がかかり、購入費も高騰しています。また、EV車に至っては車両代が1千万円以上高く、充電設備等の設置費用もかかり、車両調達が難しい状況です。
	②環境指導員との連携による集積場所の安全確保		
	③環境負荷の少ない収集・運搬技術の研究及び積極的な導入	・既存のごみステーションが使い易く充実しているのなら、その場所の戸別収集は必要ないと思います。(収集担当の労働を少しでも軽く)【渡邊】	・戸別収集実験事業を通じて、今後の本市における戸別収集のあり方について検討してまいります。
2. 中間処理 (1)中間処理施設の整備	①リサイクルセンターの適正かつ効率的な運営	・中間処理物の品質向上について、具体例の記載があるとわかりやすくなるのではないか。【湯浅】	・最終段階では、作業員が手選別により不純物を確実に除去し、品質の向上に努めています。選別の種類や状態に応じてベルトコンベアーの速度を調整するなど、選別精度の確保に取り組んでいます(頂戴したご意見を受けて、取組概要に追記しました)。
	②粗大ごみ処理施設の整備		
	③焼却処理施設の大規模改修	・③について、大規模改修後年数が経過してきているが、焼却性能の変化状況はどうか。特に、有料化以降のごみ量の減少は施設運転に何か影響を及ぼしているか。【橋詰】	・焼却性能の低下は確認されておらず、ごみ量の減少に伴う施設運転への影響も生じていません。
	④バイオガス化施設整備の基礎調査及び検討【廃止】	平成30年度をもって施策終了	
(2)中間処理残渣の減量化・再資源化の促進	①焼却残渣再資源化方法の調査・研究		
	②焼却残渣再資源化の促進		
	③中間処理残渣の減量化・再資源化に繋がる中間処理技術の研究		

	①焼却残渣の減量施策の実施		
3. 最終処分	②最終処分場の安全管理の実施		
	③最終処分に関する検討		
4. 茅ヶ崎市域災害廃棄物の処理	①災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣自治体との実施訓練など情報発信はどのような形でされていますか。【舟木】 ・大災害の時、狭い茅ヶ崎のどこに災害廃棄物を捨てる場所があるのでしょうか。【渡邊】 ・茅ヶ崎市災害廃棄物処理計画は令和2年3月の策定だが、近隣自治体ではその改定が行われつつある。茅ヶ崎市ではどうか。【橋詰】 	<ul style="list-style-type: none"> ・頂戴したご意見を受け、実施訓練の主催が神奈川県であることから、市ホームページの「茅ヶ崎市災害廃棄物処理計画」関連情報に、県が実施する訓練に関するページへのリンクを掲載することとしました。 ・災害廃棄物の仮置場は、広さや立地などの条件を満たす公有地が望ましいと考えておりますが、市で処理しきれない場合に備え、協定締結先との連携を強化し、災害廃棄物処理体制の充実を図ってまいります。 ・国指針の改定、県計画及び市防災計画の見直し等が図られたことを踏まえ、災害廃棄物処理基本計画についても見直しを進めてまいります。
5. 適正処理 (1)処理困難物等の処理方法についての情報の充実	①処理困難物の処理方法等についての情報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・大型商業施設・鉄道事業者に協力してもらい、フォロワー数を増やすためにQRコード入りポスター掲示を増やせませんか。【舟木】 	<ul style="list-style-type: none"> ・まずは使用済小型家電ボックスを設置しているイオン茅ヶ崎中央店及びそら湘南茅ヶ崎にポスター掲示の協力を仰ぎ、その後、JRについても依頼を行うこととします。(JRについては、JRに関連しない事業のポスターを一定期間の間、掲示することはありませんが、大型店舗から依頼をすることとします。)
	②製品の適正なりサイクルルートの周知		
(2)不法投棄に対する防止策の検討	①重点地域・強化期間等を定めたパトロール・監視の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・特定力所での不法投棄が多いので、監視カメラの増設が必要ではないか?。【安齋】 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発看板の設置や監視カメラやダミーカメラの設置、パトロールの強化等、状況に応じて隨時対応しています。
	②県や警察との協力関係の強化		
	③市民、事業者と連携した不法投棄の防止		
	④キャンペーン等啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄件数が増えていることに懸念があります。毎年6月第一日曜日にやっている、「美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎」のようなものを、「里山キャンペーンクリーン茅ヶ崎(仮)(小出地区)」でも、秋口に開催するのはいかがでしょうか。【松山】 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自治会と協働し、地域住民の方々と環境事業センター職員による昼間や夜間のパトロールを実施しています。
	⑤不法投棄に関する調査・研究の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・小出地区やそれ以外の多発地区における従来からの変化、対策効果はどうか。【橋詰】 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発看板や小学生の描いた絵画の看板の設置、ダミーカメラ等の設置をすることにより、不法投棄への抑止効果が期待できます。

【基本方針Ⅲ】市民・事業者・行政の協力体制及び4Rの推進を誘発する支援体制の確立

項目	施策	質問・意見	回答
1. 広報紙等各種媒体の利用による啓発の充実	①広報手法・広報内容の検討及び効果的な啓発の実施		
	②ホームページ、ハーモニアスちがさき（市の広報番組）等の積極的な活用		
	③公共施設等におけるポスター掲示の活用		
	④外国人向けごみ情報の案内	・④について、効果・評判はどうか。【橋詰】	・多言語対応ページを印刷して看板にしたり、相談に来られた外国人の方に配布するなどして啓発を行っています。また外国人語看板を掲示した自治会からは不適正排出が改善されたなどの声もいただきしており効果が見られます。
2. ごみ問題に関する市民対話・環境学習等の充実	①ごみ問題に関する市民との意見交換会の実施（重点施策）	・平日市外で働く労働人口（＝市民）との対話・環境学習（夕方からのWebでの意見交流などの機会提供など）に工夫があると良いのではと感じる【舟木】	・頂戴したご意見を踏まえ、より多くの方に本市のごみ処理の問題について考えていただく手法を検討してまいります。
	②発生抑制、資源化に関する講演会の開催		
	③児童向け環境学習への市職員の派遣		
	④親子向け、市民グループ向け等多方面への廃棄物処理施設見学会の実施		
	⑤市民、事業者向け講座の開催		
	⑥環境フェアにおける情報発信		

第2編 生活排水処理基本計画

項目	施策	質問・意見	回答
基本目標	生活排水処理率		

【基本方針Ⅰ】公共下水道(汚水)・合併処理浄化槽の整備促進による生活排水処理の適正処理の推進

項目	施策	質問・意見	回答
I. 公共下水道(汚水)・合併処理浄化槽の普及推進	①公共下水道(汚水)整備事業の推進		
	②水洗化奨励金制度等の活用による公共下水道への接続の促進		
	③補助制度の周知による合併処理浄化槽への転換の促進		

【基本方針Ⅱ】安定した収集・運搬と、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進

項目	施策	質問・意見	回答
I. し尿及び浄化槽汚泥の適正処理	①し尿及び浄化槽汚泥量の変化に対応した収集・運搬計画		
	②し尿処理施設の適正な維持・管理	・自宅に浄化槽を設置している場合、汲み取りの依頼を忘れがちになります。ネットでの申し込みや、前回の汲み取りからの期間に応じた時期の通知・アナウンスがあると便利だと感じます。【日高】	昨年11月より一度登録いただくと毎年1回ご希望の月に浄化槽の汲取りに伺う「定期予約制度」を開始しました。汲取りを実施した方のうち、対象者には納入通知書発送時に定期予約制度のチラシと申込み書を同封しており、申込みは郵送、インターネット、FAX及び窓口から申請いただけます。

【基本方針Ⅲ】水環境の向上に向けた啓発活動等の推進

項目	施策	質問	回答
I. 啓発及び情報提供	①浄化槽の清掃の啓発		
	②広報紙等による情報発信(重点施策)	・②「法定検査について不適正と判断された浄化槽」とは、どのような状態だったのか、その後の改善は?【橋詰】	不適正と判断された浄化槽の代表的なものとして、①接触材の一部が浮上し破損している、②処理水の透視度が基準値より低下しており、清掃を実施する必要がある、③浄化槽の嵩上げが規定の30cmを超えていることがあります。 不適正と判断された浄化槽のデータは検査機関から市へ報告があるため、修繕が必要とされる期間(半年間程度)後に、市から所有者に修繕対応状況について回答を依頼しています。その後、修繕対応時期を検査機関へ市から報告しています。